男女がともに活躍できる社会へ

内閣府
男女共同
参画局

資料５

男女共同参画センターの機能を担う体制の確保について

令和８年７月17日

内閣府男女共同参画局
参事官（地域政策担当）

男女共同参画社会基本法における国・男女共同参画機構（JGEPA）・地方公共団体の役割

国

施策を総合的に策定・実施
（基本法8条）

男女共同参画基本計画＜施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（基本法13条）＞

- 理解を深めるための措置（基本法16条）
- 連携・協働の促進（基本法18条）
- 人材の確保等（基本法18条の2）
- 地方公共団体・民間団体に対する支援（基本法19条）

※左記のほか、
施策の策定等に当たっての配慮（基本法15条）
苦情の処理等（基本法17条）、
調査研究（基本法18条の3）、
国際的協調（基本法20条）

※2026年4月1日施行

JGEPA

施策の推進のための中核的な機関
（基本法10条の2）

独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号）

- 広報・啓発（機構法12条1号）
- 関係者相互間の連携・協働の促進（機構法12条2号）
- 研修（機構法12条3号）
- 専門的な調査研究（機構法12条4号）
- 情報・資料の収集・整理・提供（機構法12条5号）
- 地方公共団体等への助言（機構法12条6号）

地方公共団体

国に準じた施策・区域の特性に応じた施策の策定・実施
（基本法9条）

都道府県・市町村男女共同参画計画＜区域における基本的な計画（基本法14条）＞

- 理解を深めるための措置（基本法16条）
- 連携・協働の促進（基本法18条）
  - ・関係者の連携・協働の拠点（男女共同参画センター）としての機能を担う体制の確保
  - ・当該拠点とJGEPAとの密接な連携
- 人材の確保等（基本法18条の2）

※2025年の法改正で新設

※左記のほか、
施策の策定等に当たっての配慮（基本法15条）

男女共同参画センターの業務及び運営に関するガイドライン（2026年１月内閣府）

地方公共団体に対し、「男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携と協働の拠点としての機能を担う体制の確保について（令和8年1月15日付け内閣府男女共同参画局長通知）」において以下の事項を通知。

〇地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進において、関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点（以下「男女共同参画センター」という。）としての機能を担う体制の確保に努めることとされた。

〇今般、男女共同参画センターについての基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すとともに、男女共同参画センターと本年 ４ 月に設立予定の独立行政法人男女共同参画機構との連携・協働の在り方等を示すため、「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」を定めた。

〇本ガイドラインを参考に、既に男女共同参画センターを設置している地方公共団体においては、その適正かつ円滑な運営に努めるとともに、男女共同参画センターを設置していない地方公共団体においては、男女共同参画センターとしての機能を担う体制の確保に努められたい。

〇各都道府県知事においては、貴管内市町村長に対する周知につき御配慮願いたい。

法第 18 条第２項に定める「機能を担う体制の確保」の考え方について

地方公共団体に対し、「男女共同参画社会基本法第 18 条第2項（男女共同参画センターの機能を担う体制の確保）の履行状況について（令和8年6月29日付け内閣府男女共同参画局長通知）」により、法施行後1年を踏まえ、法第 18 条第2項の履行状況を把握するため、調査を実施するとともに、法第 18 条第2項に定める「機能を担う体制の確保」の考え方について、以下のとおり通知。

法第18条第2項に定める「機能を担う体制の確保」とは、以下のいずれかを満たす状態にあることとします。

① ガイドラインに示す「5つの業務」の全てを、単独又は広域連携（都道府県や近隣市との連携等）により、行っていること。例えば、都道府県や近隣市との協定等に基づく広域連携により「5つの業務」が行われる場合には、関係市町村は全て、体制が確保されているとみなす。なお、施設の設置の有無は問わない。

② 現時点で「5つの業務」すべてを行っていない地方公共団体にあっても、第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月閣議決定）の期間である令和12年度末までに広域連携等により「5つの業務」全てを行うことを法第14条に定める都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画等において表明する（予定である）場合には、体制が確保されているとみなす。

ガイドラインの目的 及び 男女共同参画センターの理念と役割

●ガイドラインの目的

センターの基本的考え方や業務及び運営についての留意点等を示すとともに、機構との連携・協働の在り方等を示す。

●男女共同参画センターの理念と役割

センターは、地方公共団体が地域の実情に応じた男女共同参画を進めるにあたり、各種関係団体など関係者の核となって施策を展開するとともに、連携・協働の拠点としての機能を担う。

また、男性や若年層を含め、地域の多様な住民が参画し、男女共同参画を進める拠点となることが重要。

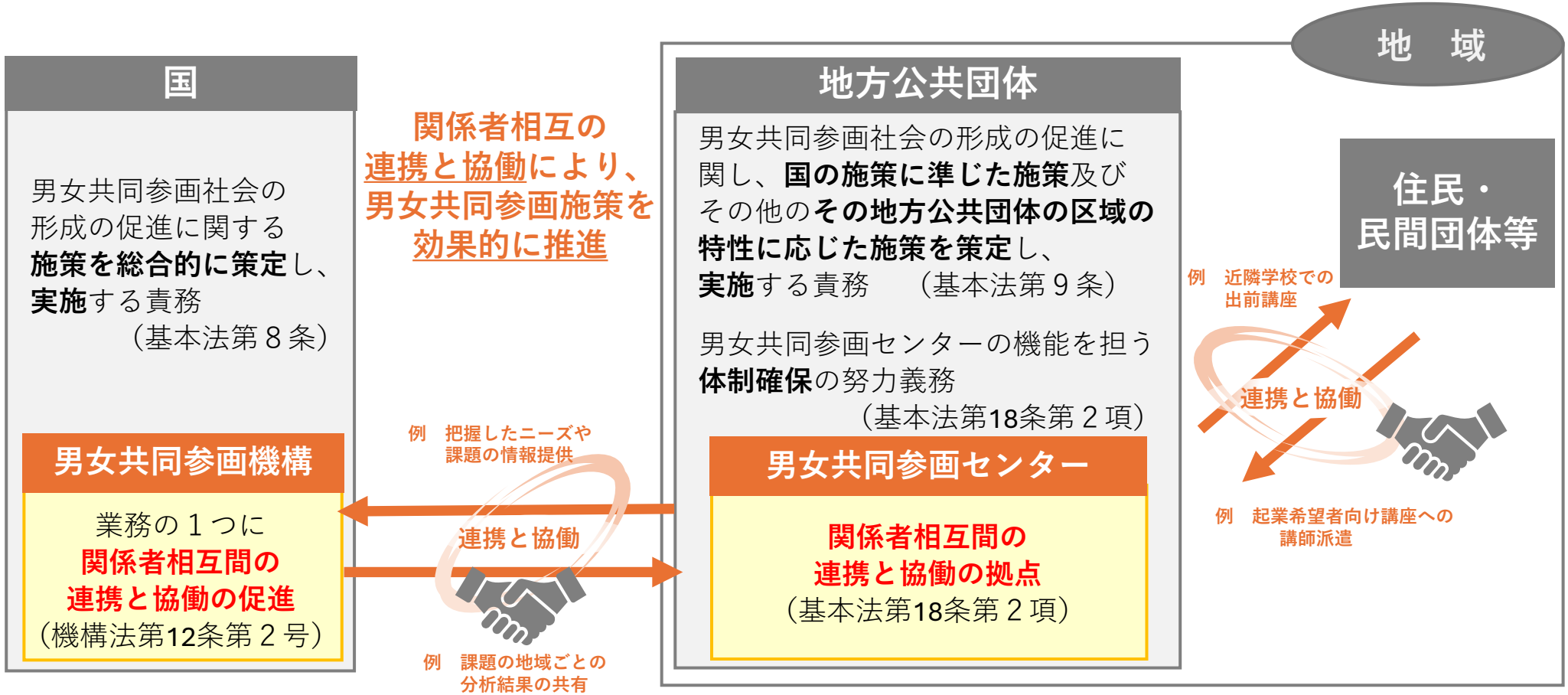

男女共同参画センターの業務

センターが、その役割を果たすための具体的な業務内容は大きく次の5つに整理できる。

①地域の課題及びニーズの把握

②広報・啓発、講座・研修

③地域の課題解決のための企画立案等への参画

④相談対応

⑤様々な関係者との連携

- 1つの事業が上記の複数の業務内容にまたがる場合もあり、また、そうしたことによってより良い効果を発揮する場合もある。1つ1つの業務を別々のものとして捉えるのではなく、全体としてセンターが機能を発揮できるよう事業を組み合わせていくことが重要である。
- なお、地方公共団体やセンターによって、人員体制や予算等は様々であることから、**全ての業務を実施することが難しい場合も**考えられる。そのような場合も、**近隣のセンターや地方公共団体と協働・役割分担や連携**を行うことを含め、地域の実情に応じた課題解決のために優先度の高いことから**段階的に取り組んでいくことが望ましい**。

①地域の課題及びニーズの把握

センターで実施する各事業を効果的なものにするためには、その地域ではどのような分野でどのような男女間格差が存在するのか等を掘り起こし、分析に取り組み、また、当該格差等により地域住民がどのような悩みや問題に直面しているか、センターに対してどのようなニーズがあるかをきめ細かく把握する。

例えば、

・他の部局が実施する調査について、男女別データを把握して公表又は共有することを求める。

・センターによる地域の課題及びニーズの把握の成果は、積極的に周知・公表し、男女共同参画部局に加え、施策に関連する他部局における活用を促す。

②広報・啓発、講座・研修

男女共同参画施策の広がりを考慮しながら、把握された男女共同参画に関する地域の課題やニーズを踏まえ、地域の実情に応じた施策に取り組む。

地域の実情に応じた施策の検討に当たっては、機構がセンターに提供する情報やデータ、取組事例が参考となる。

広報・啓発や研修・講座等を実施し、地域における女性活躍・男女共同参画の意識改革や行動変容を大きく前に進めていく。

③地域の課題解決のための企画立案等への参画

地域の課題及びニーズを把握することができたセンターは、施策の効果的な推進に資する情報やデータを豊富に有していると言える。また、センターの職員には、女性活躍・男女共同参画等に関する知見が蓄積されている。

したがって、センターは、当該情報やデータ、知見に基づき、

・**地方公共団体の男女共同参画部局の施策に必要な助言等を行う。**

・**試験的に先駆的なパイロット事業**を展開する。

・**女性活躍・男女共同参画に関する幅広い地域課題の解決に向けた地方公共団体の施策の検討に、積極的かつ分野横断的に寄与する。**

④相談対応

センターは、福祉、医療、教育、労働といった分野に捉われることなく、生活のあらゆる場面における男女間の格差に起因する地域住民の相談に寄り添い、**男女共同参画の専門的見地からの助言や関係機関との連携を通じて、課題の解決に向けた対応を行う**。

こうしたことを通じて、相談者が「どこに相談すればよいか分からない」といった迷い・躊躇をなくし、ワンストップの窓口として適切な助言や支援につながるという趣旨で、地域における包括的な支援拠点として重要な役割を果たす。

また、**アンケートだけでは読み取れない生の声を聴く貴重な機会**でもあり、個人のプライバシーにも配慮した形で、**蓄積された相談の内容や傾向を整理・分析を行うことで、地域の男女共同参画に関する課題把握に役立てていく。**

⑤様々な関係者との連携

(1)事業者団体等との連携

センターは、地域の事業者団体(商工会議所・商工会、業界団体等)と連携することで、女性の職業生活の充実や働きやすい職場づくりを進める。

具体的には、

・女性の管理職登用や能力や適性に応じた人材登用、ハラスメント防止、育児・介護・健康と仕事の両立支援に関する研修を企業向けに実施。

・地元企業と協力してキャリア支援イベントや、デジタル人材育成を含むリスキリング講座。

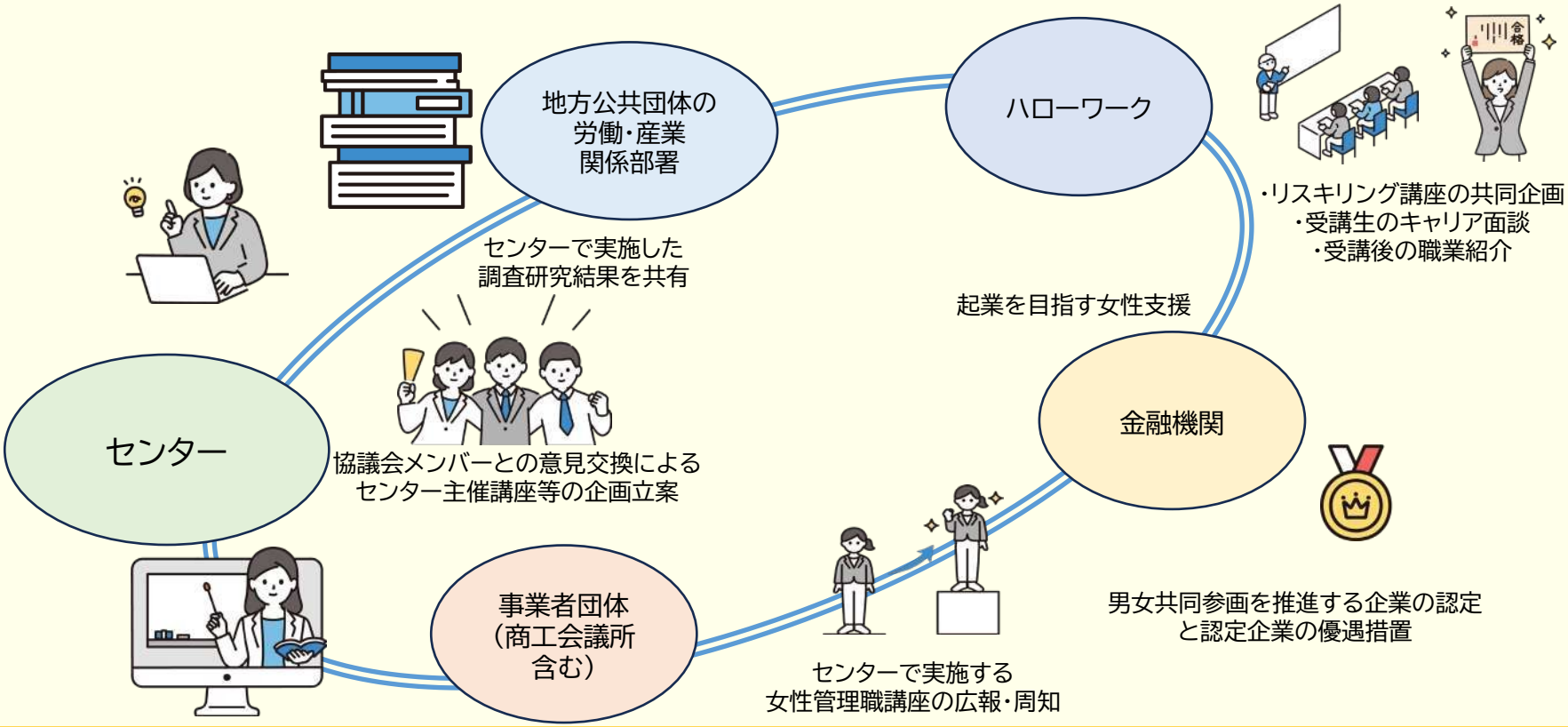

⑤様々な関係者との連携

（2）政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する関係部局等との連携
女性の政策・方針決定過程への参画拡大は、男女共同参画社会の形成を図る上で基盤をなすもの。
審議会委員、自治会委員、地方議会議員等、地域における意思決定の場で公共性の高い活動に参画する女性リーダーを養成するための機運醸成・人材育成を行う。



自治会

自治会役員への女性登用施策



議会（事務局）

・女性議員によるセミナー
・模擬議会にて質問体験イベント

センター





講座受講生から
立候補も？

・地方公共団体による行政説明を受け、
議会用質問作成の勉強会
・プレゼン力向上講座

・男女共同参画
所管部署
・地域振興所管部署



首長とセンター利用者との
懇談イベント

⑤様々な関係者との連携

（3）学校等との連携

固定的な性別役割分担意識等の解消のためには、幼少期からの教育・啓発が重要。また、若年層の性被害・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育・啓発に取り組む必要がある。

センターは、**教育委員会や学校との協働により、教材提供や講師派遣、研修の実施のほか、教育プログラムや副教材に関する支援や助言などを行う。**

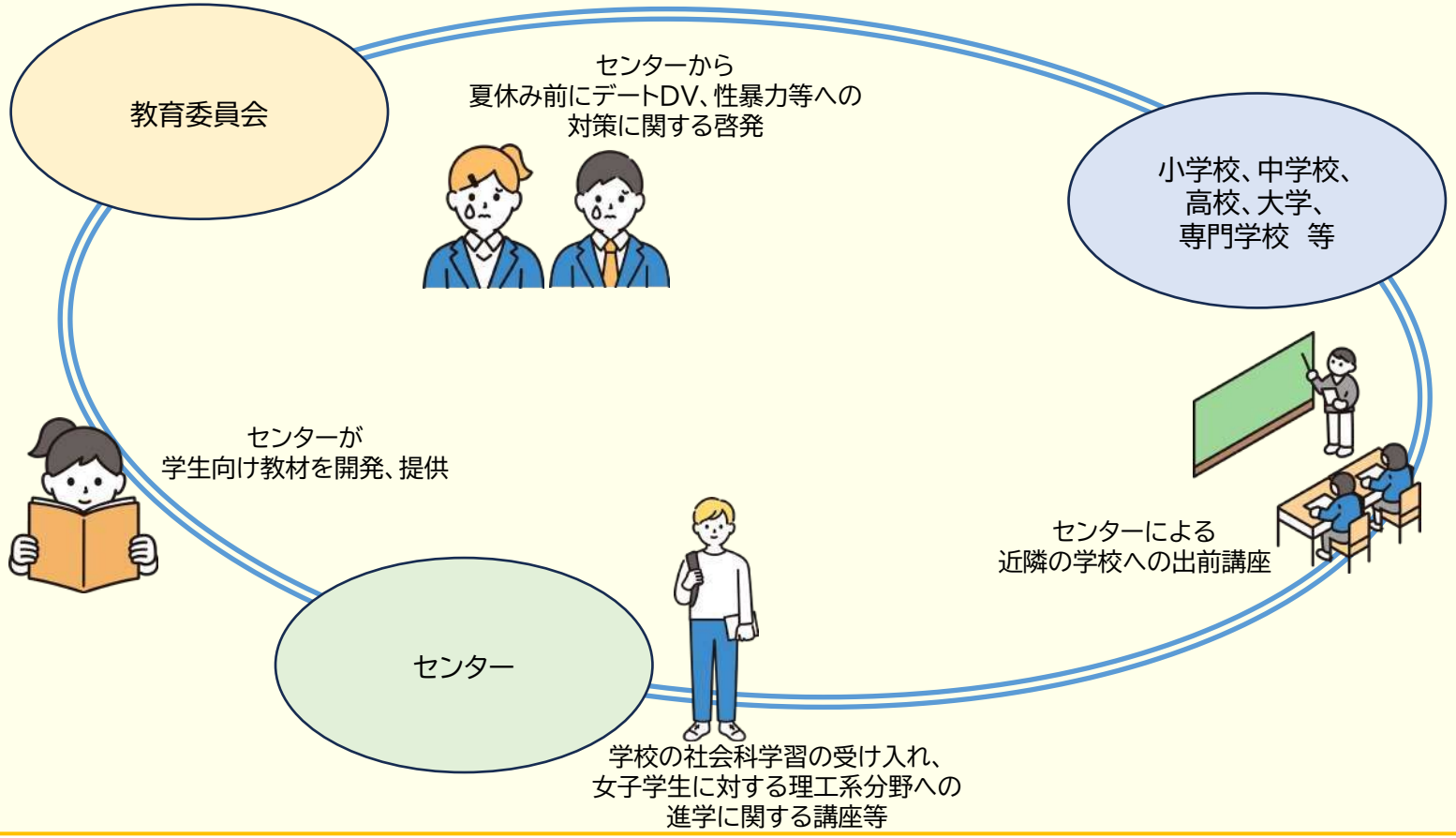

⑤様々な関係者との連携

（4）地方公共団体等の相談支援機関との連携

行政内部においても、男女共同参画と関連が深い機関や部局と積極的な連携を考えるべき。

連携先機関としては、例えば以下のものが考えられる。

〇配偶者暴力相談支援センター　〇女性相談支援センター　〇児童相談所　〇福祉事務所
〇地域包括支援センター　〇法テラス　〇自立相談支援機関　〇家庭センター

これらの機関との連携は、支援の質と範囲を広げるだけでなく、相談者の状況に応じた切れ目のない支援体制の構築にもつながる。

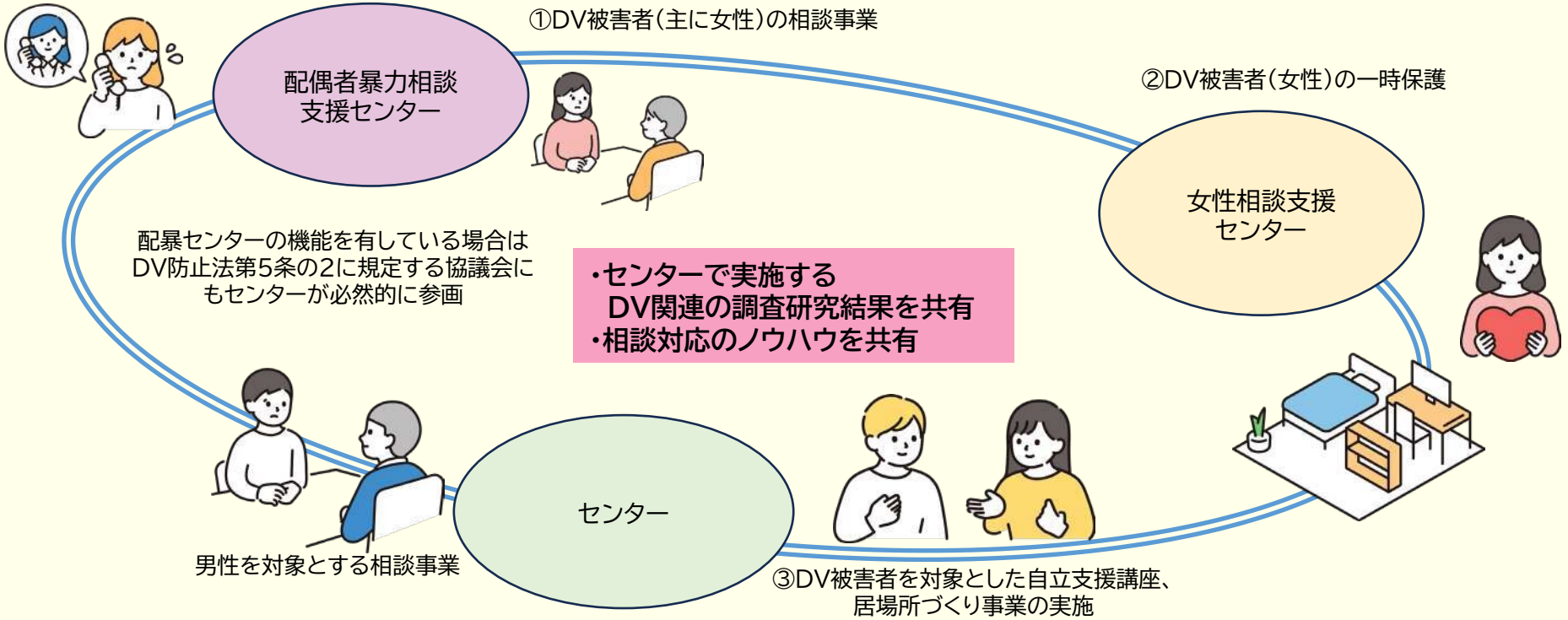

⑤様々な関係者との連携

（5）地域コミュニティ（自治会等）との連携

女性が暮らしやすい地域を作る上で、女性のニーズが自治会等の地域生活に反映されること、そのためにも、自治会等の地域における意思決定の場に女性が参画することは重要である。

また、**センターが男女共同参画の視点に立った地域の防災力の推進拠点**となり、平常時から地域コミュニティ（自治会、自主防災組織等）、避難所等に指定される学校、NPO、地方公共団体の防災・危機管理部局等と密に連携を図ることが、災害時の安全・安心で円滑な避難所運営等につながる。

そのために、**センターが平時から地域の防災訓練や会合に積極的に参加し、信頼関係を構築する。**また、地方公共団体が策定する地域防災計画の策定・見直しにセンターが参画する。

